

○ 室蘭市職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件について

1. 条例制定の理由

地方公務員法第 26 条の 3 の規定に基づき、高齢期の職員の多様な働き方の推進に資するため、職員の定年の引上げに合わせて、高齢者部分休業制度を設けるため、本案を提出するもの

2. 条例制定の概要

(1) 高齢者部分休業の承認 (第 2 条)

高齢者部分休業の承認を、職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で行い、高齢者部分休業を取得できる職員の年齢を 60 歳とする。

(2) 高齢者部分休業取得中の給与の減額 (第 3 条)

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について規定する。

(3) 退職手当の取扱い (第 4 条)

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、その期間の 2 分の 1 を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算することについて規定する。

(4) 承認の取消し又は休業時間の短縮 (第 5 条)

休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となり、この状態を継続することが難しくなった場合には、任命権者は、当該職員の同意を得た上で、休業の承認の取消し又は休業時間の短縮をすることができる旨を定める。

3. 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○ 室蘭市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 新旧対照表（附則第2項関係）
（昭和27年条例第28号）

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の減額）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高年齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）につき管理者の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び管理職手当の額を減額して給与を支給する。</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び管理職手当の額を減額して給与を支給する。</p>